

南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 8 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分～3 時

会 場 南丹市役所 3 号庁舎 2 階 第 4 会議室

出席者

- 被保険者代表 竹原委員、麻田委員、シャウベッカー委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 秋田委員、竹中委員
- 公益代表 桂委員、榎原委員、田井委員、湯浅委員
- 被用者保険等保険者を代表 坂井委員
- 事務局

船越市民部長、市民課 森課長、吉田課長補佐、高屋課長補佐兼保険年金係長、出野主事
関係課 健幸まちづくり課 中西課長補佐

会議録

1. 開会

事務局： はじめに委員の交代について報告させていただきます。被用者保険等保険者代表で就任いただいております森山委員におかれましては、令和 7 年 3 月 1 日付の人事異動により異動され、後任といたしまして坂井委員に就任いただく事になりましたのでここでご報告させていただきます。

2. 挨拶

会長： 桂と申します。本年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 規則第 7 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が行う事となっております。
会長よろしくお願いいたします。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、辰巳委員・高屋委員の 2 名となっております。
規則第 7 条第 2 項の規定により本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の指名>

議長： 本会規則第 9 条第 2 項により、竹原委員と秋田委員を指名させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

3.

議事 (1) 「令和 6 年度南丹市国民健康保険事業の報告について」

事務局： 加入者の状況を令和 2 年度から 6 年度の年度末における被保険者数をお示ししております。令和 6 年度末の被保険者数は 5,828 人で、前年度末から 427 人減少しております。

年齢層別の内訳は、0 歳から 39 歳で 1,151 人、40 歳から 64 歳で 1,934 人、65 歳から 74 歳で 2,743 人となっており、構成比としましては令和 5 年度・6 年度で大きく変動はありません。団塊世代の後期高齢者医療保険への移行や社会保険適用拡大などにより、年々国民健康保険被保険者数は減少しております。

75 歳以上を除く南丹市人口に対して、国保の加入者の割合は 25.4%です。人口と被保険者数を同年齢層で比較しますと、割合として 65 歳から 69 歳は 48.5%、70 歳から 74 歳が 75.2%となっていて、人口に対してこれだけの割合の方が国保に加入して頂いていることになります。年齢が上がるにつれて加入率も高まっていく傾向にあります。

医療費の状況について、全体では前段でもありました通り、後期高齢者への移行および社会保険被用者拡大による被保険者数の減少に比例して医療費自体も減少しています。また 1 人当たりの医療費でも、前年と比較しまして 2.3%の減少となっており、年々減少傾向にあると言えます。

今回資料にはありませんが、口頭で少し医療費についてお話させていただきます。京都府国民健康保険団体連合会の医療費分析を基に、令和 5 年度と 6 年度を比較しましたが、外来・入院・歯科いずれも医療費は減少していました。これは被保険者数の減少の影響が大きいと思います。ただし外来・歯科では医療費は減少していましたが、受診率と 1 人当たりの医療費は少し増加しており、入院では被保険者数減少の影響のみならず入院受診率も減少しており、その影響で 1 人当たりの医療費も減少しておりました。顕著に減少していた入院では、循環器系の疾患において大幅に入院医療費が減少しており、それに続いて新生物、平たく言えばガンです。それと損傷等外因の影響、これは骨折等になると思います。この 3 つが上位に上がっていました。

続いて保険事業の状況についてご報告させていただきます。特定健診および特定保健指導については、平成 20 年 4 月から生活習慣病予防のために実施が義務付けられ、南丹市では 4 月・5 月に集団健診、5 月から 9 月までは医療機関における個別健診を実施しております。また、その結果を基に該当者に対して特定保健指導を行っています。

特定健診・特定保健指導の対象者は、40 歳から 74 歳の被保険者で、特定健診では 1,869 人が受診をし、受診率は 41.6%となり前年度から横ばいです。特定保健指導では利用率および終了率が前年度より増加しました。

人間ドック利用助成については、被保険者の病気の早期発見・予防により健康増進を図るため、費用額の 7 割相当額を補助しております。令和 6 年度では 359 件の助成を行いました。前年と比較し 1 割程度減少しておりました。

糖尿病性腎症重症化予防の取り組みでは、医療機関と連携を取りながら人工透析への移行を防止し、健康寿命の延伸を図ることを目的として実施しています。要精密検査未受

診者への受診勧奨を行った人数は11名で、そのうち受診に繋がった方は2名となり、また糖尿病の治療中断者4名に対して受診勧奨を行い、2名が医療機関へ受診されています。

ハイリスク者対策では、対象者が8名で、そのうち保健指導を実施できたのが5名となっております。また、その他の腎症の重症化予防の取組みとしてCKD予防教室を行っており、対象者501名に対して延べ40名の方に参加していただきました。

スマホ de ドックの取組みは、自宅で簡単に血液検査キットを用いて健康状態をチェックでき、今後の特定健診およびメタボ予防検診への動機付けとなることを目的としております。特に令和6年度は特定健診対象者の掘り起こしを目的に、健診未受診者で40歳から50歳になる方と、満35・37・39歳になる方を対象として案内を行いました。対象者450名に対して申込者は21名でした。また申込者へ市民健診の受診勧奨を行い、14名中2名が申し込みをされました。令和6年度に新たな取り組みとして、スマホ de ドック受診後フォローを実施し、検査結果がC・Dの方を対象に健康相談会の案内をアンケートと共に送付しましたが返信が無く、その後電話でのアプローチを行い、栄養士や保健師から結果に基づく保健指導を行いました。併せて市民健診の受診についても勧奨しています。

医療費の適正化については、被保険者の健康管理および医療費への関心を高めることを目的とし、医療費通知・後発医薬品差額通知・重複服薬通知を行いました。

また交通事故等により負傷した方から申し出を受け、国保連合会を通して相手方に請求を行う第三者求償を実施しています。また、1カ月ずつレセプト点検で資格過誤を確認し、資格喪失後の受診分の医療費を、保険者間での調整もしくは本人への直接請求を行いました。医療費適正化事業では柔道整復・はり師・きゅう師・あんま師・マッサージ師の施術による療養費支給申請書の内容点検および、被保険者への施術内容等の照会を行う事によって、療養費の適正化を図るとともに被保険者に療養費の正しい知識の啓発を図りました。

保険税の状況について説明します。令和6年度は5年度と比較して保険税総額は微減し、1人当たりの保険税は2,408円増加しました。保険税率は同じですが、保険税の軽減を受ける世帯割合の減少、介護分として賦課される被保険者の所得割対象額が前年より増加したこと、また後期高齢者支援金の賦課限度額が上がったことによるものであると考えています。

国民健康保険税の収納率の状況を説明します。令和6年度分については、現年度分の収納率が95.58%、滞納繰越分が24.26%となっており、いずれも令和5年度の収納率を下回る結果となっています。

収納率向上のための取り組みとして、令和4年度の第1回国民健康保険運営協議会で報告した内容等から追加がありますので説明させていただきます。令和7年4月よりeL-QR（地方税統一QRコード）を利用した収納の開始をしました。これにより、全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付や、スマートフォン決済ブランドの拡充、地方税お支払いサイトからのインターネットバンキング及びクレジットカード納付が可

能となり、支払い方法の拡充に努めております。また、令和7年4月にLINEPayのサービスを終了しましたので報告させていただきます。

また令和2年1月から原則化をお願いしております、普通徴収における口座振替率は令和6年度は57.10%となっており、令和5年度と比べて微増となっております。

南丹市国民健康保険事業特別会計の収支状況について説明します。令和6年度の歳入については、単年度収入が3,183,060,592円で、主に保険税や国・府からの交付金を含んでおります。

次に基金繰入金が117,826,000円、前年度繰越金が48,409,624円で、歳入合計が3,349,296,216円となりました。歳出については、単年度支出が3,283,536,975円です。主に保険給付と京都府に納める納付金となっております。基金積立金が24,489,000円です。歳出合計が3,308,025,975円、歳入歳出差引額が41,270,241円となり、令和7年度に繰り越しをしております。

令和6年度の報告については以上となります。

議長： ただいま事務局の方から説明をいただきました、令和6年度の南丹市国民健康保険事業の報告についてご質問等があればお願いします。

委員： 10ページの糖尿病性腎症重症化予防の取組みについての所で穴が空いている箇所があるんですが。糖尿病で通院の後に穴が空いていて。

事務局： 失礼しました。「の」です。

委員： 医療費適正化の取組みを述べられておりますが、その効果が令和6年度の医療費削減に出たということでしょうか。

事務局： まず医療費通知、重複服薬通知、後発医薬品差額通知については、被保険者の皆様の意識を変えていただく事を大きな目的として通知をしており、効果となると全体的な話にもなるので、項目ごとの増減については測れない所になります。しかしながら、第三者行為求償や資格喪失後受診については金額的な所は言えませんが、人数で言いますと第三者求償については3名、これは簡単に言うと求償行為を行って、元々国保で保障する所ではない箇所の分を返還していただく事になります。次に資格喪失後受診については12名あり、レセプト点検については34名実施しています。こちらは保険者間の調整で、国保から協会けんぽさんの方へ国保の資格がない方の請求をさせてもらうことをお伝えして、お返しいただくという内容の事務をしています。あとは保険者間で調整できない方で本人に請求したのが6名ありました。

つぎに療養費適正化事業ですが、これはマッサージ・はり・きゅうという所になりますが、南丹市としては令和5年度から事業を実施しております。効果としては、点検件数が2,537件、被保険者に施術内容や件数を照会したのが41件になります。被保険者

が減少しているので、この照会業務自体も減少していると思いますが、疑わしいものが少し減少してきているのではないかとというのが事務方の印象です。

委員： 人間ドックの利用助成について、実は協会けんぽで令和 8 年度から人間ドックの利用助成金を出すという大きな転換期というか、そういった事業が令和 8 年度から始まります。その事もあって、実際に受けられている方が 359 人という事ですが、この方は何か傾向とかはありますか。これから事業を始めようという所で、協会けんぽとしてどういう風に受けてもらうとかそういう事を考える時期に来ていまして。参考にお伺いできれば。

事務局： 被保険者さんの年齢層別で見ていただいて、既に違う部分は分かっていたいただいている上でお話させていただきますが、若年層の方も少しずつ増加はしていますが、50 代～70 代の方が受診している傾向が大きいです。総額 40,000 円程度が平均的な費用となりますが、7 割が補助となり、被保険者は 3 割 12,000 円程度の負担で受診できるので、加入後 6 ヶ月は受診できないという要件はありますが、すぐにでも受診したいという方も中にはおられます。傾向としては健康意識が高い方や、病院の方が受診できる内容が充実していると思われる方、胃カメラや、乳がん・子宮頸がん検診やオプションもその日に合わせて受診できるという所が非常に評価されている所かなと思います。

集団健診、市民健診は 40 歳～74 歳は無料で受診できるので、こちらの方がお得なのではという印象を受けますが、医療施設や検査項目の部分で充実しているという事で、人間ドックを受診したいという人が多いと思います。

議長： ありがとうございました。

人間ドックの内容が広く周知されていて、集団健診よりも無料ではないけども利点があるという事をよくご存知になっていくと、こちらを利用される方も増えるかもしれません。そういう事で上手く周知していただければと思います。

私からの質問なんですが、先ほど 1 人当たりの医療費がずっと減ってきているという事で、入院についても循環器系とかガンとか骨折等についても減ってきているというお話でしたが、ちなみに 1 人で高額な医療費がかかる疾患というのは具体的にどのようなものなのか南丹市さんの場合を教えてください。

事務局： 令和 6 年度と 5 年度での高額医療費（30 万円以上）については、悪性の腫瘍、新生物で 1 人が高額医療となられています。3,000 万円台の医療費というケースもあり、病気に適した薬剤の費用であることが分かっています。

このような高額な医療費については、現状非常に少ないところではありますが、件数が増えれば総医療費は上がります。

医療費自体が前年比 2.3%減と申しましたが、増加する要因は常に持っているという認識でいます。

議長： 新薬とか治療法が変わってきて、非常に高額なものもこれから出てきそうなので、そういった所で1人でかなり医療費が支払われる場合が増えてくるかもしれません。

別の話ですけども、健診の受診率や特定保健指導等についてはなかなか伸びないだろうと思うんですけども、1つ教えて頂きたいのは、多分データヘルス計画の中でも検討されていた事の1つかと思うんですが、受診とか治療とかに全く引っ掛からないで、年齢を重ねて後期高齢の方に移行されていく、いわゆる健康状態が全く分からない不明者がある程度いらっしゃると思うんですけども、そういう方が現在南丹市さんでもいらっしゃるのか、どのくらいの人数がいるのか、そういった方々が高齢になっていかれた時に病気の発症あるいは治療等についてどんな関係があるのか教えてください。

事務局： 健康状態不明者という事で、市民健診、この春の集団健診が終わりました後に、後期高齢の方にはすこやか健診を受けて頂くのですが、まず健診を受けられていない方、その中でレセプトを確認してレセプト情報が無い方、その中で更に介護保険の利用があるかないか、もしくは包括支援センター等の支援機関との関わりがあるかないかでスクリーニングをしていき、全くどことも関わりが無い方を、今度は各地区担当の保健師が抽出された名簿を基に、再度更に包括支援センターと一緒に連携します。その中で残った方、本当にどのようにされているのか分からない方については、その後包括支援センターと一緒に訪問しております。大体園部地区だと20件あるかないか。八木地区でも10数件くらい。あとは他地区で数件ですが、そこに健診を受けて頂くことが健康づくりに繋がっていきますので、そこをお伝えすることと、お変わりがないか訪問させて頂いています。中にはその訪問で生活困窮の方がいましたら、その後困窮の方へ繋いでいきますし、包括の関わりが必要であれば、そこから包括支援センターが関わっていくような形になっています。

議長： 今の話を聞くと、3つの地区でもそんなに件数も多くなく、ほぼ網羅的に訪問して状況も把握しておられるという事ですね。そういった方々から重い病気の発症とか要介護に移行されるという事よりも、一般的な方々の中で健診を定期的に受けないという方や、治療をきちんと受けない方に焦点を当てていった方がより効果的という事でしょうか。

議長： 他にご質問ご意見ありますでしょうか。
また何かお気づきのことがありましたら後でお願いします。

続きまして議事（2）の令和7年度南丹市国民健康保険事業の概況について事務局の方から説明をお願いします。

議事（2）「令和7年度南丹市国民健康保険事業の概況について」

事務局： 被保険者の状況を４月から７月までの各月末における世帯数・被保険者数を示しており、令和７年度と前年度を記載しており、世帯数・被保険者数ともに減少傾向にあります。

４月から７月の４か月間の給付状況につきましては、療養給付費・療養費・高額療養費を合わせて、令和７年度は534,795,958円で、１人当たり給付費は月平均29,196円となっており、令和６年度と比較して2,760円減少しております。

保険事業の実施についてですが、過去の実績の成果・課題を踏まえて、より効果的・効率的に保険事業を実施するため、南丹市では令和６年３月に、第３期データヘルス計画および第４期特定健康診査等実施計画を一体的に策定いたしました。データヘルス計画は、データ分析に基づく保険事業の実施内容や目的・目標を、特定健康診査等実施計画では、保険事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導の実施方法や目標等をそれぞれ定めたもので、いずれも被保険者さんの生活の質の維持向上、健康寿命の延伸の結果として、医療費適正化に資することを目的としております。

令和７年度においては、個別事業の特定保健指導実施率の向上を目的に、集団健診会場で保健師・管理栄養士等による初回面談を新たに実施しました。また、現在健幸まちづくり課において健診結果に基づく保健指導の案内を送付し、合わせて対象者への電話連絡等を並行して行っています。各保健事業も随時開催しております。

令和７年度の保険税の状況についてご説明させていただきます。こちらは、令和７年度の本算定時点での状況を掲載しております。令和７年度より国民健康保険税の税率改正を行い、税率の引上げを行っております。令和７年度は地方税法の改正により、医療分および後期高齢者支援金分の賦課限度額が引き上げられております。課税総額は617,017,800円となり、１人当たりの保険税は103,770円で、保険税の引上げの影響により増加しております。

続きまして、財政調整基金の状況についてご説明させていただきます。合併した平成18年度と令和２年度からの５年分の期末基金残高を示しております。令和６年度は117,826,000円を取り崩し、24,489,000円を積み立てました。実質収支93,337,000円を取り崩しとなりました。令和６年度の期末基金残高は214,178,763円となっております。

続いて令和８年度の国民健康保険税率を決めるまでの流れになります。南丹市が京都府に納める納付金については、例年11月下旬に京都府から仮算定結果が通知され、南丹市長から保険税について本協議会に諮問されます。委員の皆様にご意見を頂きまして、税率について答申をするという流れになっております。

京都府に納める納付金の仮算定結果後の12月中下旬に、市長の諮問による第２回協議会を開催させていただきます。京都府から納付金決定金額と標準保険税率が提示された後の2月上旬までに、もう１度協議会を開催し、南丹市の保険税率を協議して答申してまいりたいと思っております。委員の皆様にはお忙しい中、貴重なお時間をいただく事になりますが、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。令和７年度の南丹市国民健康保険事業の概況については以上となります。

議長： ただいま事務局より説明がありました、令和7年度南丹市国民健康保険事業の概況について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
何かございますでしょうか。

議長： では私の方からひとつ質問ですが、先ほどのひとつ目のところで、特定健診の積極的な支援の実施率が、令和5年度では10%を切って、終了時は5%台で、必ずしも高くなかった感じですが、先ほどの説明で、特定健康診査等の実施計画に基づく保健事業の実施の中の、項目の2つ目に特定保健指導の実施率と終了率を高める事業を始めたところとありますが、まだ数か月しか経っていませんが見通しとしてはどんな感じですか。

事務局： 今年度、初回面接の分割実施をしております、集団健診の会場で、腹囲・BMI・血圧で、特定保健指導に該当するであろう方に対して簡単な面接を行っております。その結果、令和7年度の集団健診で特定健診を受けて頂いた方1,218人に対して初回面接の対象者、特定保健指導に該当する方は96人おられました。今年度特定保健指導の該当となった方ですが、積極的支援の該当者が集団健診で48人、動機付け支援で129人おられます。その積極的支援で、既に保健指導をさせて頂いている7人のうち、当日面接ありの方が6人、動機付け支援の129人中で、現在保健指導を始めている方が54人、そのうち当日面接ありの方が29人となっております、昨年度総数で特定保健指導の実施は65人でしたが、今現在で61人、現在も続いて勧奨しておりますので、もう今の段階で昨年度実施人数近くまで達している状況です。

議長： 受診されると、どこの会場でも初回面談をその場で出来る可能性があるという事ですね。

事務局： そうですね。すでに会場でさせていただきました。

議長： 住民の皆さんの反応としては、その場ですぐ出来た方がもう1回来る必要もないし、反応は良かったんでしょうか。

事務局： 分割実施となっておりますので、当日血圧の方が高いので腹囲などもという事でお話させていただいて、簡単な目標をその場で立てていただきます。結果が出ましたら改めて保健指導をさせていただきますが、以前だと必ず対面でないといけなかったところ、1度対面しているので電話で実施させていただいたり、そういう所の利便性は高まったのではないかと思います。

委員： 私も少し聞きたかったのですが、実際に実施されるのは市の方から保健師さんが行かれるんですか。

事務局： 市の職員の方は当日の会場運営もありますので、市の職員以外に短時間、会計年度の管理栄養士・保健師・職員も入ります。

副会長： 基金残高ですけども、このままだとまた令和7年度も下がるのかなと思っていますが、見積としてどのように考えていますか。

事務局： 基金残高が下がるのではということですね。京都府からの納付金が令和5年から令和7年度に約4,000万円、5,700万円と増加し、納付金が増加する前から比べると約1億近く変わっています。国保財政としては非常に厳しく基金に頼らざるを得ない状況です。推移ですが、令和7年度税率決定についての協議時には、被保険者負担を抑制するため保有基金を最大限活用することで、基金残高の考え方を7,500万円程度としました。

令和6年度の期末残高が約2億1,000万円で令和7年度をスタートさせています。令和7年度の期末残高が7,500万円とならないようにと考えています。実際、今年度歳入（税収含む）が5,000万円程度増加するのではないかと見込んでおり、令和7年度期末残高が約1億5,000万円を目標としたい。このまま動向を注視していきたい、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長： ありがとうございました。少しずつ基金が減っていくことが予測されるので。

事務局： 次の令和8年度の納付金がどのくらいになるのかという所を注視していく必要があると思います。

事務局： 基金はこれまでの1億5,000万という目安を、7,500万とさせていただき、今年度税率改正をいたしました。その大きな理由としては納付金が急激に増額したという所で。今後も収支を見ながら、スケジュールも先ほど説明しました通り、府の標準保険税率などの納付金本算定までの様子を見させていただいて、またこの先京都府でも国保の料金・税などが統一化される予定もありますので、その辺りも含めて税率改正をするかどうか検証していきたいと思いますので、今後も委員の皆様には第2回第3回の協議会でご指導いただきたくよろしくお願いいたします。

議長： ひとつ、先ほどの話に少し戻りますが、健康状態不明者というのは、先ほどの話で50人くらいしかなくて、それを網羅的に追っておられているというのは良く分かって、それが国民健康保険の被保険者の対象になっている人たちだろうと思うのですが、今日は協会けんぽさんも来ておられるので、少しお聞きしたい事がありまして、協会けんぽさんに所属されている被保険者さんの中に、健診は本来全ての方が受けないといけないんですけども、非常に小さな零細企業の方々については、必ずしも100%健診を受けていない場合も恐らくあるという事で、国も仕方のないこととして暗黙のうちに認めてお

られるという事になっています。この協会けんぽさんと国保については、高齢になると丁度移動が起こってくる所になるかと思いますので、もし情報をお持ちだったら、零細の所で健診の受診の有無が全く把握できていない方々も恐らくいらっしやって、そういう方々が市の方に移行された時に全く分からないままで、市の方もすぐに把握できない状況が連続性の中で起こっているだろうと思うんですけども、協会けんぽさんの方でこれくらいそういう方がいるという情報があれば教えて頂きたいんですが。

委員： 今手持ちの資料で、南丹市さんの受診率を持っているんですが、令和5年度の受診率が本人・被保険者、お勤めしている方が73.3%、被扶養者・扶養家族の方が33.6%。全体の受診率とほぼ同じくらいの受診率がある市となっています。実際にこの中の30%の方は受けられていない。被保険者で30%、扶養家族の方で70%近くの方が受けておられない状況になります。これを少し分析させていただくと、やはり大規模の事業所に行くほど受診率が高くなり、小さい零細の方に行くほど受診率が低くなるという傾向が明らかになっています。こちらとしても協会けんぽ自体の全体構成となると、零細の中小企業の方がほとんど70%~80%くらいになりますので、30%の中の受けられていない方というのは、やはり小さい事業所の方が多く見られることになりますので、協会けんぽとしてもそこは課題として取り組むことは考えていますが、なかなかこの層というのが、長年色々な受診勧奨をしています岩盤層という事で、分析すればするほど動いていないという事が分かっています。そういう方が年齢が高くなると、国保さんの方に行く事になりますので、その辺りは当然連携というか色々な取組みを、全体として研修を受けて頂けるような状況を作っていけたらと考えているところです。

議長： この辺りがどちらも問題だと思っておられて、連携をこれから図っていきたいと思っておられるので、上手く連携を図っていただきながら、出来るだけ市民の皆さんが長く健康でいていただけるといいし、それも多分医療費の所に跳ね返ってこないんだろうと思いますので、また連携していただけたらと思います。

他にご質問ありますでしょうか。

(意見・質問なし)

議事(3)「その他」

議長： 議事全体を通して何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

議長： それではこれで本日議題に上がっていたものについては、大体ご審議いただけたかと思えます。議事について色々ご協力いただきましてありがとうございました。これで議

事は全て終了いたしましたので、事務局の方に進行をお返しします。よろしくお願いします。

4. その他（１）「健康生きがい講座」の開催について（主催：南丹市京丹波町国保研究協議会）

事務局： 南丹市と京丹波町が共同で運営しております、南丹市京丹波町国保研究協議会におきまして、令和 7 年 11 月 9 日曜日に「健康生きがい講座」を実施いたします。今年度は、南丹市役所八木支所内にあります「i スタやぎ」を会場として開催を予定しております。参加対象は、京都府内在住の方で先着 100 名とし、今後チラシを作成し、南丹市の方では 9 月 26 日の第 4 金曜日に全戸配布を予定しております。本日は、この場をお借りしまして健康増進の取組みのひとつとしてご紹介させていただきました。またご興味がありましたら、是非ご参加いただきますようご案内いたします。以上です。

事務局： 委員の皆様から何かありましたら、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

（意見・質問なし）

事務局： 今後の日程についてお知らせさせていただきたいと思います。

次年度の保険税率につきましては、京都府に納める納付金算定等に関する通知によりまして検討を進め決定していく予定です。委員の皆様には、京都府の仮算定が行われた後でご参集いただき、南丹市国保の次年度の予算見込みをご報告させて頂き、税率についてのご意見を賜りたいと思っております。お忙しいところ恐縮ですが、第 2 回の協議会は 12 月中旬ごろの開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

また 1 月下旬に納付金等の本算定の金額の確認により、第 3 回の協議会を開催し、保険税率の審議をいただき市へ答申いただく予定を考えておりますので併せてよろしくお願いいたします。

事務局： 他に全体を通して何かございませんでしょうか。

（意見・質問なし）

5. 閉会 あいさつ

副会長： 本日は皆様ありがとうございました。本日の令和 6 年度の報告ならびに令和 7 年度の事業概況でしたけども、やはりこの国民健康保険というのは、我々の健康で幸せに暮らしていく一番の源だと思っておりますので、これからもまた今後の予定もございましたが、この国民健康保険の運営が上手くいきますように、我々委員も一緒に協力して頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆さんどうぞよろしくお願いいたします。本日

はありがとうございました。

事務局： 副会長ありがとうございました。

それでは委員の皆様本日は誠にありがとうございました。以上で第1回南丹市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。